

飛地領支配をめぐる問題点

— 島原藩豊州領における史料から —

後藤 重巳

目次

- 一 はじめに
- 二 島原藩二豊飛地について
- 三 人口対策史料
- 四 経済対策史料
- 五 その他諸対策史料
- 六 他藩交渉史料
- 七 飛地側の文化的得失論

一 はじめに

近代における政治・経済・文化等の全国的画一性は、基本的には、明治以降国家の政治機構の然らしめるところである。

ひるがえって、近世期を見る時、「幕藩体制」のもとに、中央に統一的政権である江戸幕府政権と、各地域にその支配下にありながら、ほぼ独立した藩領国とがあり、この両者の関係は、ある面では、幕府権力と領国権力とが一直線的に、またある面では、両者がほぼ対等的に、複線上に共存する形にあった。

したがって、言を替えれば、近世期は、中央に準じた画一性と、領国（藩）ローカル性とが、同居した時代とも表現されよう。

この原点に立つ時、統一権力としての幕府における、近世中期以降の諸改革や、諸藩における藩政改革の究明意義が是認されるのである。

さて、瀬戸内海西端に位置する豊前豊後・東九州地域、とりわけ両豊の接触地域は、古代、中世、近世期を通じて、始終注目すべき地域として存在し続けた。

すなわち、古代にあつては、宇佐八幡信仰に代表される文化圏の中核的地域として、中世期には、大友氏の興亡をかけた戦乱の舞台となり、続く近世期には、西国郡代四日市陣屋・天領域・奥平藩領・旗本領・時枝領・小笠原氏領・奥平藩領・延岡藩領、と極めて複雑な入組支配の下に分割され、多様な政治支配の展開した地域であ

った。

この特殊な「地域性」は、多分にその「地理性」に起因しているものと考えられるが、その問題は、「東九州史研究」の終局的意図として後日、総括されるであろう。

先に見た、幕藩体制の特異な複重的政権下にあつては、全国各地に、こうした特殊地域性が存在する訳であるが、この巨大な問題に、今ここで取り組む力量のない私は、ここでは、この両豊接触地域を、江戸期をほぼ全期間^①にわたり、飛地領として支配し続けた、肥前島原藩松平氏の飛地支配と飛地側との相関関係について史料中心に問題点をとり上げてみたいと思う。

二 島原藩二豊飛地について

肥前島原藩の島原経営に至る迄の松平氏の移動経緯は、概略次の如くであつた。^②

天正十八年武州忍入封

天正十九年迄

天正十九年総州小美川入封

慶長五年迄

慶長五年参州西郡入封

慶長十七年迄

慶長十七年参州吉田入封

寛永九年迄

寛永九年参州刈谷入封

慶安二年迄

慶安二年丹州福知山入封

寛文五年迄

寛文九年肥前島原の封

寛延二年迄

寛延二年野州宇都宮入封

安永四年迄

安永四年以降旧領島原復帰

幕末迄

松平氏の島原における拝領石高は、島原半島域日城付地村数三十三ヶ村で三万八千三百石余に加えて、豊前豊後国内に、五組九十九ヶ村、合二万七千六百九石余となり、飛地の二豊石高は、城付地石高に対して、凡そ四十分の一に相当し、極めて高比率を占めていた。

この豊前豊後二国内の主要飛地は、「豊州御領」^④とよばれ、豊前国に、橋津組・山蔵組・長州組の三組、豊後国に高田組・田染組の二組があり、五組計九十九ヶ村から成っていた。

五組九十九ヶ村の村々は、宇佐郡駅館川流域東側の水田地帯を主体に、その上流域の安心院・院内地区、豊後側でも、国東半島西岸部の周防灘に面した地域であり、飛地支配の支庁は、高田組高田村に設けられ、「高田陣屋」「高田役所」などと呼ばれていた。

両豊の飛地が、城付地域に比して、経済的に大きな関心が寄せられた地域であつたらしい事は、宝永八年四月三日の「豊州村々江申渡書付」^⑥中の

―上略―餘米高百石ニ八斗宛納候様二元禄五申年相定候得共、豊前筋田地ニ逢候故餘稻多ク作候間―下略―
と言う表現にても知られる。

一般的に、藩側にとつて、飛地が城付地の近傍や、せめて同国内に散在する場合はともかくとして、極めて遠隔地に分散している場合には、支配機構や、その機構・機能の面で、様々な障害を来たすであろう事、そしてその対策として、様々な思慮施策がなされるであろう事は、当然予測される。

中でも、城下城付地域での普遍的流通貨幣（藩札）の飛地内での流通問題や、廻米仕法、役人の目見方法、城付地出向奉公人の奉公仕法の問題などの外、習俗・風習の相違に関する問題迄も決して、度外視する事ができない。

この小稿では、これらの諸問題を総括的に捉える事は、紙幅の関係からも不可能な故、ここでは、飛地内の大庄屋側に記録せられた史料を中心に、藩当局の飛地支配対策に係わる二三の史料を、紹介がてらに見て行きたい。

三 人口対策史料

(1) 史料一 ⑦

豊州之者島原 江 人高入不相成候事

一 文政二卯八月廿日（文政二）之通五組一統ニ被仰渡候ニ付村方江申聞置候、

覚

豊州御領分方嶋原江参居候夫人共

之内年久敷奉公勤居候内ニハ近郷

又ハ町内ニ而家内持子共迄出生致居候

者茂有之哉ニ相聞或ハ養子之約束相

濟出入致居暇取候上引移豊州人高

除ニ相成候存念之もの茂可有之然ル処

嶋原御領ハ連々人高相増豊州ハ段々

御世話有之候而茂思ハ敷人高相増兼候

所柄ニ候間以来豊州もの嶋原町在々

もの方江養子ニ相成候儀急度差留候

且又家内持居詰リ嶋原人高ニ加リ候

存念之もの共家内召連豊州江参リ候

儀ハ勝手次第豊州人高除ニ相成嶋原

人高入之儀ハ決而不相成候此段其筋江

夫々可及沙汰候

卯五月

両豊地方農村における当期の人口動態に関する集計的史料を、ここに持ち合せないので、嶋原藩豊州領における人口変遷数値の実態については、累系的な数字をここに示し得ないが、隣接する杵築藩中田村（東国東郡）における数値を一例として見ると、当村では、文政八年の、五四八人に対して、慶応二年には四二五人に減じ、文政八年を一〇〇とすれば、弘化四年で九一%、安政六年で八一%、明治元年は七一%に減少する^⑧。

この数値は、江戸中末期の他の辺地農村人口減数値の普遍値^⑨と合致する。

いわゆる天保改革における「人返し」の政策は、都市・城下町への人口集中現象を抑え、農村人口の加増を策したものであったが、農村からの農民の流出は、すでに天明期には顕著に見えており、識者の中には、例えば、本居宣長『玉くしげ別本』（天明七年）、荻生徂徠『政談』（享保期）らの如く、農民の離村現象とその動因に關してするどい観察を示しているほどである。

豊州地区農民が、合法的に出村するとすれば、城付地島原であり、右に見た史料の語る所は、極めて当然であると考えられる。

豊州飛地に対する藩当局の人口対策が、不問に附されていなかった事實は、右の史料とともに、以下の史料に

よつても更に証せられるであらう。

日足村庄屋永苗字御免之事

一 文化七年二月一代苗字御免有之候処其後

島原も入百姓之儀ニ付奇特ニ付能キ折柄

故文政五年正月ニ内分申立書付差出候処

同年五月六日ニ御役所江御呼出之上御月番

西田弥学様も左之通御書付ニ而被御渡候

寛

一 苗字永ク名乗候様

日足村庄屋

佐藤

弥十郎

一 自他共帯刀御免

橋津村庄屋

松本 瀬兵衛

右之者共儀村方連々人高相減候ニ付嶋原

表も入百姓共引請自分物入を以為在付

追々荒地茂起返村方御取興之御趣意

飛地領支配をめぐる問題点

七二

ニ叶奇特之儀ニ付右之通被仰付候間可

被申渡候以上

五月

日足村庄屋佐藤氏は、文政年間からの、宇佐郡鶴田新田等の開発に精力的に尽力した富農であったが、新開地の労働力確保に多大な努力を注ぎ、藩当局の飛地領人口対策に機軸を合わせ得た点が評価されたものである。

松本氏は、大庄屋所在地の橋津村庄屋であったが、日足佐藤氏同様の理由で帯刀御免の待遇を得たのである。城付地島原への出向者が、具体的にいかなる数字であったかは明らかではないが、奉公夫人や、夫銭・夫人来往の実情については、次の史料が語る。

奉願候御事^⑪

一、五組村々カ 指出候夫人之儀人柄不足之村方ハ

夫代銀上納仕度先年御願申候処当御領分

百五拾人分夫代銀相納候様被仰付是迄上納

仕候処近年打続年柄悪敷村々共難儀者共

多出来仕嶋原御奉公ニ罷申出度願出候

者共段々御座候ニ付何卒不残人柄

差出夫代銀之儀御免被下以来人柄計

指出候様仕度奉願候此段宜被願上可被下候

以上

未五月

農民側の負担する領主之の諸夫役が、飛地領内の労働力減少を理由に、金納化される事は、藩側にとって、人口対策面からしても是認すべき方向であった。

しかし逆に農民側にとっては、打続く凶作年柄で困窮の倍加する村落経済の中で、米穀を金銭化し、夫役の金納化は負担加重である。

そこで都市地域之の流入の機会を、再び「人柄」でと要請する事によって主張しようとするものである。

右史料に見る諸夫役負担は、城付地島原に対する責任額であったが、この他に、江戸請夫人負担があった。⁽¹²⁾

史料によると、

五組村々差出候夫人之儀江戸詰之者五六年

茂相詰候ニ付及難儀ニ欠落等茂多有之 一 下 略一

と見え、差出すべき夫人は三百四十人分と見え、この内百五十人分は、夫代銀上納で代替していたが、この場合も、凶年連続を理由に、人柄夫役に復帰し、しかも本領島原夫役に代替して欲しい旨の要請をなしている。

四 経済対策史料

こうした城付地と、飛地間における領民移動に係わる問題点について、流通面における問題の一面を見よう。

(ロ) 史料二ノ一

他領銀札遣ひ御差留メ之事

一、文政元寅十月三日左之通御触出

ニ付村方江申触

御 達

当御領内ニ近年他所銀札夥敷入込候処

表之銀札於当所通用被仰付候様其儀

難相成候ハハ預り切手通用被仰付候哉又ハ

正金銀錢通用被仰付下方相立候様致度

趣を以右三ヶ条之仕法書を添当二月中

願書差出尤之趣ニ茂相聞候得其他領之

銀札下方勝手筋を以取扱近年不融通

ニ成候迎役所向江難渋筋可申立儀ニ無之

候得共年来之仕来リ今更正面之義申聞

候茂如何敷ニ付憐愍を以何与哉品を付

願之通札通用ニ為致度江戸表江被仰遣

段々御伺合有之候得共飛地之場所ニ札遣

は決而難相成事ニ候段申聞候然ル上ハ

預り切手扱可然哉ニ候得共是迎茂

札カ切手之名目變リ候迄ニ而実は同物ニ

候得者贖物等出来他邦懸合ニ成御手銀

之取計茂難出来公辺江聞候而ハ何分

飛地領支配をめぐる問題点

難相濟第一上下共迷惑之筋ニ至リ又

不案内ニ而贖切手等請込候ハハ不慮之

損失茂致シ詰ル所皆御領内之衰微

共可相成儀ニ候得者預リ切手之儀茂不可

然候正物遣ガ申候而者一旦者下方難決

ニ茂可存候得共末々之害を得与勘弁

致シ一統申談追々正物遣ニ相成候様小前

百姓ニ至迄不洩様誠精理害可申聞

候以上

寅十月三日

六郎左衛門

④

五組大庄屋中

(八) 史料二ノ二

一、同年十一月ニ又々左之通御触出候ニ付村方江

申聞置候

態申触候然者御他領之銀札御領内

致融通詰ル所衰徴とも可相成儀ニ付

追々正物遣ひニ相成候様一統可申談旨

先月中相触置候處近頃杵築

表新札出来正銀錢ニ引替等茂差

支無之ニ付当然之利欲ニ迷ひ櫛実

其外穀類等忍び忍び杵築表江持越売

拂候得者高田刃右格別直段能買請新

札差遣或者杵築間近之村々者互ニ借貸

茂致シ候趣粗相聞候此節御領内ハ正銀

錢遣ニ相成一統安心之事ニ候處自然

杵築ニ不限他領之札入込銀売買候様成行

候而者詰リ衰徴及迷惑候様可相成依

之先達而相触候通弥正銀錢遣ニ心得

無余儀受取候他領銀札は札元之御領内へ

拂入候様可致段申渡若此上心得違致取

飛地領支配をめぐる問題点

七八

遣候者有之候ハハ差押訴出可候此段

村々端々迄不洩様可申聞候以上

十一月四日

六郎左衛門

印

橋津組大庄屋

別紙之通触状出候間村々端々迄不洩

様御申聞不相用之者有之候ハハ差押申出

候様御申聞可有之候以上

十一月四日

代官

橋津金十郎殿

(二) 史料二ノ三

他領銀札取扱之儀ニ付御沙汰之事

一、天保三辰冬中左之通被仰聞村方江申触候

御達

当御領内正錢遣ひニ候処御近領都而札遣ひ

之事故御当方而已正物遣ひ与申候而者何分下方

立行兼候趣を以去ル亥年町人共預り切手之儀

願立有之候處御取上無之矢張正物遣被仰出

候得共左候而者商売向者勿論日用之品茂調方

出来兼必至難渋之次第無拋相屬当御役所ニ而

勘弁いたし他札取扱之儀大目ニ見置当難為相

浚往々正物差留無之様可相出掛御趣意ニ而

段々見通居候處近頃ニ至正物拂底難儀故

与者乍申御陣屋を茂不憚勝手ニ他札取扱候趣

甚心得違之事ニ候右様專他札取扱候而者以前之通

札狂ひ等出来難儀差廻御厄介筋願立候共

札遣ひ御差留之事故御取上有之間敷然ル時ハ

其身之難儀而已ニ相成候事ニ付右等之次第

得与思慮いたし矢張正錢遣ひ之心得者勿論

及丈他札不為入込様銘々覚悟いたし、小前

其心得違之もの無之様別紙之通御申論可有
之候以上

閏十一月

代官

大庄屋中々宛

大庄屋 村々江

覚

一、当御領内正物遣ニ候處御近領皆札遣ひ故

自然正物拂底ニ相成専札遣ひニ折節府内杵

築札不融通ニ付而者段々奉掛御厄介候儀有之其後

他札遣御制禁被仰出厚御世話為在他札

遣ひ候もの嚴重御咎被仰付候茂全下方永ク

為筋々御趣意ニ候得共諸方札遣ひ之事故他札

為入込不申而者商売向者勿論小前一同口用ニ茂

差支難渋之趣追々致承知段々御願申上候處

他札取扱之儀差而御穿鑿茂無之全御憐愍之

御趣意与致恐察候処正物拂底与者乍申近頃
御陣屋を茂不憚他札取扱候趣ニ相聞甚心得違

之事ニ候右様専他札扱候而亦々札狂ひ等

出来候節御厄介願立候共兼而御差留之事故

御取上有之間敷且札狂ひ之儀何時可有之儀

難計然時者其身之難渋而已ニ相成候間右等

之次第得与思慮いたし矢張他札遣ひ御制

禁心得及尤不取扱銘々致覚悟連々被

候正物遣之御法相立候様取計可被申候

右史料二ノ一と三号は、内容的に重複する内容部分もあるが、理解を助けるために冗長煩雑なるも全覽した。

近世中期以降、とみに隆盛を來たして來た流通經濟の内であつて、最も重要な問題は幣制問題であろう。

当期には、幕府の發行する金銀錢貨の外に各藩が、幕府の認可を得て發行する藩札、商業活動專従者の發行する手形などがあり、物資の販売購入、家臣の給与、部分的納税等に介在していた。

この内藩札は、幕府の認可を得て各藩で發行するもので、一般的には札惣奉行等で發行、札会所を設け、領国内流通、幕府貨幣との兌換を原則としていた。

島原藩における藩札発行は、宝曆二年（一七五二）の戸田氏時代であった。

藩札の通用期間は、無期限ではなく、石高により限定され、戸田氏の場合第一期十五ヶ年を経過、通用期間の更新で二期目に入った折の、安永三年（一七七四）に旧領宇都宮に所替えになった為に、松平氏が戸田氏の残り期間六ヶ年の通用方を願ひ出て認可されたものである。

幕府が、自ら流通を計った正貨、すなわち金銀銭貨を持ち乍ら、一方では、寛文元年の福井藩で発行を嚆矢とする藩札の流通を是認した事は一見すれば大きな矛盾であるが、こうした複重的な通貨体制は、すでに先学によって指適される如く、一藩的規模で統一された領域市場の形成を前提としたうえで、全国的な流通市場が是認されたためであり、この事は、藩札発行の背景条件には、幕府正貨の準備が不可欠条件であった事からでも知られる。

島原藩の二豊飛地が、四日市陣屋を中心とする天領城に接したことで、延岡領、杵築領等の私領に東西南北共に隣接する地理的条件にある時、藩宰者の腰下から遠く隔っているだけに、紙貨幣流通は、「飛地において、札遣いは制禁である」事は、当然予測され、「札と切手は同体」であり、原則的には、正銀遣い以外は是認さるべきではない。

先に全覽した史料で知られる如く、他藩札遣いは、非公式に黙認の形をとった時期もあったらしいが、結果的には、他藩札の使用によって、札狂い等、異状な他界的情勢によっても自領内の経過事情に変動を来たす訳であり、又、自領内の正金の流出等、諸状況を勘案せねばならなかったのである。

右史料は、こうした藩当局の正貨保護上の関係からも、重要な意味を有している。

五 その他諸対策史料

城付地から遠隔地に飛地の散在する場合には、飛地から城付地への出向者の定宿設定問題や、飛地内風俗取り締り問題なども、ゆるがせにならない対策であった。

文政元年五月、浦五島町に在住する山下佐平治の口上覚を見よう。

乍恐奉願口上覚

一、私儀浦五島町ニ罷在候者ニ而兼而諸国

問屋仕候中ニ茂嶋原御領之内豊後豊前者

勿論他地も数年来商売方ニ而海陸も

罷越候人々不相替私方江当着候処近

年旅人取締方嚴重被仰付候ニ付

而者無届ニ而旅人一夜多りとも止宿難相

成候ニ付是迄者外旅人之体ニ而御役筋ニ茂

届方相済申候儀ニ御座候得共若万一旅人

ニ付出入ケ間敷儀出来仕候節者内分之取計

方ニ茂相成兼候節者私儀茂蒙御咎を双方

之難儀ニ茂相成可申儀茂難計且同所海

陸定問屋於当地一軒茂無御座先年ノ折

節心当參候人々御座候間何卒私儀ニ同所

海陸定問屋被為仰付下置候ハハ御慈を以

向後渡世方繁昌仕御役筋者勿論諸国

共々場広ニ取引仕且者旅人御取締方ニ茂

相成可申哉ニ乍恐奉存候依之諸掛リ物

是迄之通仕候間右問屋何卒私江御免

被為仰付被下候ハハ生々世々難有仕合奉存候

此段乍恐書付を以奉願候以上

山下佐平治

右申請に対して、豊州御領大庄屋橋津金十郎は、村方一同の意見をまとめ、賛意を表し、定問屋早急開設方に異存のない事を、代官宛に書送っている。

それより以前、寛延三年、松平氏と戸田氏との所替事務に参与する為に島原城下に向向した豊州御領大庄屋らは、城下所在の「豊後屋高右衛門」方に止宿してあり、この豊後屋が、当期の定宿であつたらしい。

定問屋設置申請の山下佐平治と、「豊後屋」との異同関係については、史料的に明らかではないが、大庄屋の所務出向や年礼出向、その他、城下出向商人等の定宿等に対する施策も、重要であつた。

城下と飛地間の役人等のひんばんな来往は、いやが上にも、様々な面での他領と自領との比較意識を持たせている。

例えば、文政十年十一月の「御林山仕立方之儀ニ付御沙汰」では、

「上略」当御近領并嶋原ノ之道中筋何れの御領とても、近来別而山方御世話有之候趣ニ而能相繁居候当御領之儀茂世話さへ届候者不育立与申土地二者無之相見候処「下略」

と見える。

社会風俗面における問題としては、島原浪人者の横行取締り策などがあつた。

城下から遠隔の地だけに、この対策には藩当局も苦慮したらしく、「嶋原浪人と申立てて、村々を徘徊する浪人者」を見かけた場合、嶋原表における俸禄の如何、役柄、暇出しの年号等を糺明し、身元確認をなす様に厳達している。

更に、近接の天領、私領との風儀の善悪を比較し、外聞上、重々留意すべき事を申触れた史料も少なくない。

「豊州連々在方江申付條目」⁽¹⁶⁾中の一項に、

一、九州御領私領共町人百姓礼儀正敷候処

此方町人百姓無礼ニ相聞候間士と及見

候ハハ他所人たり共馬ニ乗候ものハ早々

下り歩行にて通り候ものも協へより

つくばい可申事

などの項目があり、他領との比較や、外聞に対して配慮する必要もあった。

六 他藩交渉史料

(豊後)

豊前・豊後国内における諸藩領域の間で、国内諸藩の入組、他国諸藩の入組状況を概覧する時、肥後領の三万六千余石を筆頭に、島原領の二万七千余石、延岡領の二万六千石余があり、肥後領は、直入郡久住白丹・大分郡庄内・野津原・北海部郡大在・坂ノ市・佐賀関地域など、大野川沿岸地方に、東西に長く散在するを特徴とする。

この散在状況は、多分に、熊本↓内牧↓久住↓下竹田↓野津原↓三佐港に通ずる肥後街道を通交する事に起因

する交通政策、具体的には、本陣等の所管に係わっている事は疑いない。

大野川河口三佐港周辺には、天領・岡領・延岡領・肥後領が入組散在し、速見郡頭成港附近には、日出領・森領・及び天領が接近して分布する。

こうした状況は、主要街道・主要港湾の利用をめぐる便宜上から生じた結果であろう。

しかし、こうした諸藩の入組状況は、他領城津浦からの米穀津出しや、農民の交流等の面で、苦渋問題を生ずる事も少なくなかった。

例えば、豊州御領高田浦の利用について、「立石御領主様江戸御上下之節取扱之事」や「立石御領和木村川口積出し断り参候節取扱之事」によると、他藩領港湾利用では、津出しのために、煩わしい手続きを要している。すなわち、天保九年十二月五日、立石御領御蔵米を、和木村川口から積出しの件について、立石藩郡代から許可願が出された事例は、

御断申川口手形

一、糯米拾八石

高田吉四郎船五反 式人乗

右首次之助蔵米瀬戸内為登川口無相違

御通可被下候以上

飛地領支配をめぐる問題点

天保九年成十二月五日

木下次之助内

一宮 禎作



橋津専之助 殿

覚

右者立石御領御蔵米瀬戸内為登高田浦

吉四郎船ニ而和木村川口も積出候段断參候

ニ付此段御届申上候以上

十二月六日

橋津左源太

御代官 宛

「御裏書」

表書之通相改無口錢ニ而川口も出船可被申付候以上

平内印

高田川御番人中

と見え、無口錢での津出しを認可している。

島原藩主の江戸参勤の途次には、豊州御領内長洲港から乗船する例が多く、その折には飛地内の巡見や、宇佐社参詣^⑱をしているが、こうした折には、道路整備・宿舎整備等に極めて大造な心配りがなされ、飛地住民の劳苦を高めている。

飛地が、城付地の日常茶飯的支配から、かく絶せられていた地理的原因であろう。

七 飛地側の文化的得失論

さて、以上は、藩当局側から見た飛地支配策の苦渋を主体とした政策面史料の紹介であったが、反転して、こうした舞台にあった豊州領自体の、飛地としての社会的文化的得失関係について、以下、若干の史料的觀察を試みたいと思う。

勿論、この場合、豊州御領内の、全てに亘って、それを詳論し得る史料は少なく、また紙幅的いとまもないので、ここでは、五組の主役的役割を演じた橋津組大庄屋本多氏の場合を限り、とり上げて、その周辺との交渉を中心に、彼氏の立場から見てみたい。

橋津組大庄屋本多氏は、中世期からすでに登場する土豪であり、江戸期を通じて、当地域の大庄屋を世襲して来た。

その系譜を概述すると、次の如くであった。

真玉四郎兵衛二女

正永 — 正明 — 正貞 — 正盈 — 正貞 = 盈貞

慶安四年九月卒 慶安四年十一月卒 正徳三年九月卒 享保十五年十一月卒 宝暦四年七月卒

宇佐松田氏女

正般 (正員)

安永五年十一月卒

築城伊勢田氏女

正苗

文化十二年一月卒

女子

麻生玄達妻

女子

宇佐重左衛門妻
田染所助女

正興

安政三年六月卒

正辰

正浦

杵築島氏より養

敏六

為賀来八郎養子

本多氏は、右系譜中の、正苗・正興時代の活躍が特に目立つ。

⑳

系譜によると、正興は、諡名を、正興院彩道霞翁居士と呼び、「霞翁」の号は、池坊より拝号したと記し、挿

花の名手であり、社中三百人を数えたと云う。

華道関係の史料中には、京洛六角堂今日庵の免許状の類が多く見られ、京都との交渉がはげしかったらしい。この本多氏の婚姻関係は、延岡領真玉村の真玉氏をはじめ、宇佐代官麻生氏、田染組大庄屋河野氏、山蔵組賀来氏、杵築藩島氏などが深い。

以下、こうした本多氏の血縁、交友関係を中心にしばらくながめてみる。

この正興は、安政三年六月晦日に死去したが、彼の急死に際し、高田組高田町在住の医師、豊田九臯が招かれている。^⑲

豊田九臯は、田染組田染村の出身で、帆足万里の門に入り、天保初年に大阪に出て、岡研介に医学を学び、更に京都で小森宗司に、長崎で竹内玄洞に師事した医者で、のち豊後府内藩や、島原藩で医道に尽力した人物であった。^⑳

『会葬法会参加者名ボ』（仮題）によると、宇佐郡佐田村の葛城嚴哉（帆門）、金谷立庵などが、臨終の病床の夜伽に来宅しているが、『玉堂富貴』^㉑によると、彼らはともに、正興の社中であつた。

正興死後の来客の中には、賀来佐一郎の名も見え、交友関係として注目される。^㉒

この名ボによると、賀来佐一郎は、「当村金谷村旅宿・嶋原・賀来佐一郎」とあり、当時島原に勤務の身柄であつた。

佐一郎は、佐之とも言い、安政四年十一月十八日、五十九才で島原に没したが、彼の弟は、著名な本草学者賀来飛霞であつた。

例のシーボルトの開設した「鳴滝塾」の門人名ボの文政六年には「賀来佐一郎^{二十三才}就学四年」とあり、彼は、文政初年には、すでに入門していた訳であるが、弟飛霞の島原藩との関係は、ひとえに、兄佐一郎の当藩医たる事に起因しているが、こうした人的交流の背景には、島原の飛地としての二豊の立地条件と、飛地大庄屋本多氏の家系問題を無視できまい。

文化期から、文政・天保・弘化期を通じて本多家における主要行事に、しばしば登場する人物の中に、入医「東明」、金谷立庵、斉藤文篤、野田大有、麻生敬篤、小田魯庵など医者²⁶の存在が目立っている。

天保九年八月、橋津組水崎村の茂助²⁶(廿九才)は、長崎医師・浜東明に師事して、龍明と改名して、医道²⁶を本業にした旨を願ひ出て許可されているが、この長崎医者・浜東明なる人物が、恐らく右に登場する「東明」に外なるまい。

天保十五年二月、本多喜左衛門は、『薬方集』²⁶なる書籍を、野田藤馬より借用したが、これを筆写するに際して、
天保十五年二月の頃、藤馬より借り請たる内に、野田大有の秘書三冊あり、是をあつめて写す。

と記し、書中の『諸病療治妙法集』の序の部分に、

此書、野田大有と言ふ医師の子同苗藤馬より借り受け写す。

と述べ、野田大有と、藤馬とが親子の関係である事を知り得る。

この野田大有は、杵築領両子手永小野村から、入村した医師であつた。²⁷⁾

すなわち、天保九年八月の請願書によると、当時三十九才の小野村医師野田大有は、橋津村西茂右衛門の好身の者たる故に、無医師の当村に一年間滞留して、医業に専念したい旨を願ひ出て許可され、以後五年まで滞留を延長、更に期間を再延長している。

一方、齊藤文篤に関しては、先の、野田藤篤からの借用した『諸病療治妙法集』中に、

阿蘭陀テリヤアカ

サフラン 赤石脂 没薬 丁子 反鼻 阿片六匁

・・・・・
齊藤文篤ヨリ申来ルテリヤカ功能ノ事 「……筆者」

と見え、野田大有父子と無関係ではない事を知り得るし、文篤は、「玉峰軒彩露」の号で、本多氏の社中に名を見せている。²⁸⁾

小田魯庵は、速見郡倉成村生れの帆足門下の医師であり、紀州華岡青州や、京都香川家に医を学び、外科医と

して名声ある人物であつた。²⁹

本多氏の諸法要等で主役を演ずる麻生重左衛門は、系譜に見える本多正興の姉「由賀」の夫たる宇佐代官麻生重左衛門に外なるまいが、この重左衛門妻「由賀」の死後には、麻生氏には、速見郡杵築領の秋吉氏から女の再嫁があつたらしい。³⁰

秋吉系図によると、この女性は、秋吉豊房の二女「奈加」なる人物であり、この奈加の兄「豊章」は、天保三年三月、七十才で死去した医者であり、十七才で長崎に留学し、吉雄耕牛（享保九年～天保二年）の門下生となり、のち京都に出て山科の吉益中神に医学を学んだ人物であつた。³¹

賀来飛霞の『高千穂探葉記』によると、彼が日向地方に採草旅行に出向したのは、延岡藩からの要請によるものであつたが、この折高千穂三田井には、小串泰安なる者が医業を営んでおり、この小串泰安は、豊後杵築藩小串氏大蔵芳好の子に、小串定基泰庵なる者を検出し得る人物と同一人かと考えられるが、当の小串氏の政俊流は、重威・俊政と続く篤学の家であり、重威の娘は、同藩八坂の嶋兵右衛門の養女となり、のちに後藤駒次郎に嫁している。

また、重威の子息「厚」は、系図によると、「実は嶋弥一郎永胤養弟」と見える。

この嶋弥一郎妻「セイ」は、協儀一郎蘭室の実妹であり、一方、弥一郎姉の鶴は、協則延なる者の妻となつている。³⁴

こうした関係から、島弥一郎と、蘭室との交渉は、極めて深いものがあつた。

本多氏系図によると、本多正興の子息、正辰の妻は、八坂興兵衛の娘千寿であり、興兵衛は名を勝任、東臯と号じ、『東臯遺稿』の著者である。

興兵衛勝任の子、清右衛門義見は、蘭臯と号し、医業に仕え、「幼科秘録」二巻、『算学袖珍』一巻、詩歌集一卷等を著した人物であった。

この蘭臯義見の義弟が、先の小串政俊にあたる。

更に協蘭室の義妹夫に、高田源助³⁵があり、この高田氏は、高田組大庄屋として、本多氏と同役の關係にあり、極めて親しい關係にあつたばかりでなく、源助は、本田氏の社中でもあつた。

本多氏の『蔵書目録』³⁶の一冊には、一九九種六一六冊の書籍名を記載しているが、これらの書籍の内には、『入学新論』、『肆業余稿』、『潜夫論』など、帆足万里の著書をはじめ、『党民流説』等、協蘭室の著作も含まれ、先に見た島東臯、蘭臯父子の『東臯遺稿』、『幼科秘録』、『算学神珍』などが見られ、更に、小串政俊の草稿『監郡右置』³⁷なる筆稿が実存している。

本多氏系図によると、本多正興の弟、敏六（駿平）は、山藏組賀来八郎の養子となつて賀来家を継いでいる。

駿平の養父、賀来八郎とは、山藏組大庄屋賀来惟勝のことであり、惟勝の父は、惟孝、兄は、惟良と言ひ、本草学者、賀来佐一郎、睦三郎飛霞との關係は、直結的である。

当本多氏の史料中に、『評草本写真』³⁸なる賀来睦之飛霞の草稿が含まれる所謂は、賀来家と、本多氏との直結的な血縁關係によるものに外ならない。

以上は、やや煩雑になったが、本多氏、賀来氏、島氏、脇氏、小串等の血縁関係を中心とした関連や、その他文化人（識者）との交流関係を述べて来た。

当地域を更に広く、文化的観点に立って眺める場合、中津藩奥平氏の存在を無視する事はできない。

特に、幕末期奥平氏の、昌鹿、昌男、昌高三代藩主の中で、昌高と、島津氏との関係を重視する必要がある。

奥平昌高は、薩摩藩主島津重豪の二男として生まれ、奥平氏に養子に入った人物であったが、父、重豪は、著名な蘭癖大名として知られる人物であった。

奥平氏では、昌鹿の長子昌男が早世したため、島津氏から、昌高を迎えたものだが、すでに、昌鹿の時代から、文化的な素地は整っていたのである。

昌鹿は、国学を賀茂真淵に学び、片や、蘭学研究の前野良沢を庇護して、蘭学研究に深い興味を示した人物であった事は、周知の事実であるが、こうした、昌鹿、昌高とつづく、豊前中津地域には、極めて多様な文化的色彩が充満していた。これらに関しては紙幅の関係から先学の研究にゆづる。^④

こうした東九州地域にみなぎる好学の風汐の中で、村落の支配者的立場にある庄屋級人物が、無洗礼であり得る筈はなく、無意識のうちに新しい文物の洗礼を受け行く実情を察する事は、決して不自然ではない。

ましてや、江戸期を通じて、国外新知識の唯一の流入源であった長崎に隣接した島原の地の領主として君臨する松平氏と、^④その飛地としての二豊地域とが、直結する事実を考える時、地理的、風土的隔離は否定できなく、本領域と対比した場合、飛地としての政治的諸策の中に、数多くの苦渋の存在する事実を是認しなければならな

いが、反面、飛地側からの得失論に立つ時、文化的感化と文化的先進性を否定する材料は認め難いのではないか。

〔註〕

① 松平氏の島原入封は、寛文九年で、寛延二年から安永四年までの二十六年間、野州宇都宮の戸田氏と交替、安永四年以後、幕末まで島原を領した。

② 宇佐市橋津守英氏文書（別府大学文学部史学科管理）中『執睨録』（天保十一年本田正辰書）、「当地御領主年代之事」

③ 三十三ヶ村は、北目十七ヶ村、南目九ヶ村、西目六ヶ村に別れる。②に同じ。

④ 橋津文書、安永八年、寛政四年、『豊州村々江申渡書附』『豊州奉公人定書』等

⑤ 五組九十九ヶ村は、橋津組十七ヶ村、長州組九ヶ村、山蔵組二十三ヶ村以上豊前側、高田組二十六ヶ村、四染組二十四ヶ村以上豊後側、②に同じ「御領分惣役高之事」

⑥ ④に同じ

⑦ 『執睨録』以下特記なきものは、全てこれによる。

⑧ 拙稿「江戸末期辺地小農村における村落と家小考」『生活と科学』第13号

⑨ 小野武夫『日本村落史概況』収「村落の人口変遷に関する一考察」等

⑩ 日田市広瀬家文書、大分大学教育学部所蔵「鶴田新田開発関係史料」等

⑪ 橋津文書「五組一紙願控帳」

飛地領支配をめぐる問題点

⑫ ⑪に同じ

⑬ 島原市役所刊『島原の歴史』等による。

⑭ 小野正雄『寛文・延宝期の流通機構』日本経済史大系、作道洋太郎「貨幣と信用」山川出版『流通史』収

⑮ 橋津文書『寛延三年御引渡日記』『戸田能登守様御初入日記』等

⑯ "

⑰ 十時英司『大分県旧藩領域図』等

⑱ 橋津文書『殿様近々御越長州浦も御渡海手続』

" 『殿様江戸御参動之節長州浦も御乗船一件書留』等

⑲ 尾立惟孝『宇佐郡地頭伝記』橋津氏項

⑳ 橋津文書、「差上ル」とあり三枚継紙の案文である。

㉑ 表紙を欠く長綴帳に、文化十二年喜左衛門正苗死後以後の会葬者、到来物、法要参加者等の姓名を記す史料

㉒ 大塚豊吉『帆足万里先生門下小伝』

㉓ 橋津文書『華道社中名ボ』（仮題）

㉔、㉕ 野口逸三郎『高千穂探葉記』解説（日本庶民生活史料集成巻二〇）、小野精一郎『大字佐郡史論』、安心院町役場

『安心院町史』等

㉖ 『執睨録』

26) 橋津文書、玉英堂藏『葉方集』と明記あり

27) 『執腕録』収「医者成願之事」

28) 『玉堂富貴』

29) 29) 同し

30) 『秋吉氏系図』大分県史料第十巻収、橋津氏系図

31) 『秋吉氏系図』

32) 『日本庶民生活史料集成』巻二〇収

33) 『小串氏系図』大分県史料第十巻収

34) 橋津文書『鳥氏系図』仮題

35) 『協蘭室全集』収・年譜

36) 橋津文書、表紙欠長帳二冊

37) ”

38) 序に「僕浅見夏聞唯恐クハ社撰ヲ免カルル能ハサル事ヲ、識者幸ニコレテ改正セヨ、嘉永五年壬子五月、賀来睦之識印」とあり

39) 賀来家と本多氏との血縁関係は豊後高田市在住賀来弘之氏藏系図等に詳しい。

尚、島原における御殿医田島謙亭は加来氏出身の女の生むところと言われ、佐一郎らとともにシーボルトに師事している。

飛地領支配をめぐる問題点

④ 今村孝次『二豊人文志』収「二豊国学の概観」等

④ 島原松平氏の好学癖は名高く、今日の松平文庫の内容が証する。

特に幕末の「済衆館」の創設等は意義大である。

本小稿中、第七項は、昭和四十七年度文部省科学研究助成金による「東九州村落史研究」なるテーマ中の「村支配者の系譜」の一小部分に当たたる事を明記する。

尚、「橋津文書」の整理と、当分の間の史料保管を快諾して頂いた橋津守英氏に深謝する。